

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 9 日現在

機関番号：14602

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24530626

研究課題名(和文)医療事故を焦点とする医療安全言説の社会学的研究

研究課題名(英文)A Sociological Study of Discourses on Medical Safety Focused on Medical Accident Category

研究代表者

栗岡 幹英(KURIOKA, Mikiie)

奈良女子大学・研究院人文科学系・教授

研究者番号：20145155

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：マスメディアの報道は、社会問題に関する報道機関や国民の関心を示す。1990年代末から2000年始めに幾つかの医療事故が発生し、医療ミスや過誤の記事件数も多かった。しかしその後、記事件数は一見大きく減少した。また、一時上昇した医療訴訟件数や医療裁判の患者側勝訴率も低下した。この要因として、医療者の逸脱に対するマスメディアの責任追及の姿勢が変わったとの指摘がある。

本研究では、新聞記事データベースを用いて、マスメディアが医療における有害事象の発生について医療者の責任を追及する「医療ミス」や「医療過誤」カテゴリーの使用を放棄しておらず、姿勢を大きく変えていないことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The newspaper articles seem to express concerns on the social problems. In 1999 and 2000, Japanese newspapers reported some medical malpractice cases extensively and number of articles remarkable increased. However, it seems to have been decreasing rapidly. Some people said that newspaper companies had changed their stance on the responsibility of medical staff especially doctors.

In this research, I examine article databases of some newspaper companies and found that two terms, 'iryuu-misu' and 'iryuu-kago' which mean 'medical errors', are frequently used to refer to medical matters as before. So I think there has been no remarkable change in the stance of newspaper companies.

研究分野：社会学

キーワード：医療事故 新聞記事 記事データベース 医療ミス 医療過誤 統制側の逸脱 カテゴリー執行

1. 研究開始当初の背景

1999年から2000年にかけて、横浜市大病院患者取違え事件、都立広尾病院誤点滴事件、杉並割り箸事故事件など、診断・治療における事故やミスが疑われた医療に関わる事件が相次いだ。これらの事件が大きく報道されることで、医療事故の社会問題としての認知が進み、医療機関や各種団体、学会および厚労省による対策が進んだ。ところが、2006年の福島県立大野病院出産後手術死亡事件における医師の逮捕をきっかけに、医療界からの激しい反発が生じた。医療者側は、医療事故を刑事罰から解放することを求めたのである。こうした反発がマスコミに及んだことにより、医療事故・ミス・過誤報道は一見して大きく減少した。幾つかの調査、とくに医療者が主導した医療報道研究では、マスメディアが医療報道に抑制的になったと指摘している。

2. 研究の目的

医療事故に関する報道は、医療事故・ミス・過誤事件に対する一般社会の関心を示す。医療事故報道の推移を分析することで、病気を統制する側である医療機関や医療者の逸脱に対する社会の姿勢が変化したかどうかを推定することができる。既存の研究では、2000年ないし2001年までの2、3年間に急増した医療事故・ミス・過誤報道が、2002年以降激減したことが指摘されている。それまで急増していた医療訴訟の提訴も減少し、40%を超えるまで上昇していた患者側の勝訴率も20%台に低下して、1990年代前半の水準に戻ってしまった。医療紛争が、患者側対医療者側との対決であるという観点から見れば、1990年代末から逮捕された医師が無罪となった福島県立大野病院事件までの事態の推移は、医療事故の責任追及や賠償問題において、後者の影響力が前者のそれを圧倒したことを示している。これを受けて、医療事故報道研究、とくに医師が中心となっているそれは、報道機関による医療事故の責任追求の姿勢が変わってきたと指摘する。しかしながら、医療事故を報じる新聞記事データベースを丁寧にみると、別の様相が見えてくる。

本研究は、この観点から医療事故への報道機関の報道姿勢が変わったかどうかを検証する。

3. 研究の方法

長期にわたって正確なデータを入手できる新聞記事データベースを用いて、医療報道の量と内容を分析することで、新聞社の医療報道に関する姿勢が変わったかどうかを検証する。朝日・毎日・読者の全国紙3紙について記事数や内容の変化を概観したところ、とくに記事数とその推移についてきわめて類似した様相を示すことが分かった。そこで、主として朝日新聞の記事データベース「聞蔵ビジュアルII」にしばらく、医療事故・医療ミス・医療過誤の3つの語のほか、主要な派生語を検索し、必要に応じて記事内容の分析を加味することにした。

4. 研究成果

(1) まず、「医療事故」というカテゴリーについての基本的な考え方を整理するために、交通事故と比較しながら概念分析を行った。その結果、次のような基本的理解に達した。すなわち、交通事故では、第三者が事故カテゴリーを執行する。その際、両当事者間の責任割合には原則として関わらないこともあって、生じた事態は比較的容易に観察・記録される。しかし、医療においては、事故カテゴリーの執行に状況依存性が高く、執行行為そのものが複雑な過程を経ると考えられる。たとえば、患者・遺族にとって「予期できない悪しき事態が突然に生じた」と認知されても、医療者からはあり得る転帰の一つに過ぎないと認識され、あるいはそのように説明する余地がある。このように医療側にも予測あるいは理解できないような事態が生ずることが、主に医師によって「医療の不確実性」という表現で主張されている。また、逸脱行為が明白に存在したとしても、それが患者・遺族にとって明瞭に認識できるとは限らない。患者・家族にとって身体内部で生じて可視的でないとか、可視的な変化があっても「問題」や「異常」として解釈できない、あるいはデータとして表れて解釈する能力に欠けるなどは、普通にあり得ることである。

要するに、医療において生じた不測の悪しき事態に対する事故カテゴリーの執行は、交通事故のそれに比べてはるかに状況に左右されると言える。事故も一つの社会的事象としてすべて言説によって構築されているとしても、構築の手順、すなわち交通事故では、誰がどんな権限に基づいてどのような手続きによってカテゴリーを執行するかという点に比較的合意がある。他方、医療事故に関しては合意が極めて乏しい。そのことが、患者、医療事故被害者、マスコミ、あるいは医療訴訟に関与する裁判官や弁護士と医療者との軋轢を生んでいると言えるだろう。

また、医療事故においては、事故カテゴリーの執行にあたって一方の当事者が圧倒的に大きな影響力をもつ。医療被害を受けたと考える患者は、まずそれが医療事故であったという「事実」を証明しなければならない。しかし、多くのケースでは、それは観察で発見できるような「事実」でなく、ある事態をどう定義するか「交渉」ごとである。医療事故調査制度において事故と認定するのが医療機関の長とされたことは、その状況を追認したのに過ぎない。そして、この影響力をもつ一方の当事者が、事態の正確な観察や記録を意図せずに、あるいは故意に、怠る動機を有する。そのような当事者による、不適用をふくむ事故カテゴリーの執行の仕方には、両当事者の信頼関係を損ねる潜在的な危険が存在する。福本良之他多くの論者が論ずるように、この不信は被害者・家族の訴訟提起の重要な契機となるのである。

(2) このような基本的理解の上で、朝日新聞記事データベース「聞蔵ビジュアルII」を用いて医療事故記事を分析した。その結果、「医療ミス」や「医療過誤」の検索語で「医療事故」に匹敵する件数

がヒットする。すなわち、1984年から2014年の総件数は、医療事故で2947件、医療ミスで2218件、医療過誤が1933件抽出される。この三つの語句が同じ記事中に重複して使用されている可能性があるので、医療ミスおよび医療過誤が含まれ、医療事故が含まれない件数を調べてみると、各1811件と1591件であった。逆に言えば、医療事故と医療ミスの両方を含む記事は407件、医療事故と医療過誤のそれでは341件しか存在しない。さらに、医療ミスと医療過誤のAND検索で抽出されるのは196件であり、医療過誤を含まない医療ミス記事は2022件であった。このように、この3つのカテゴリーが同時に使用されていないことは、それらが相互に独立であることを示唆する。新聞記事ではそれらが使い分けられている可能性があると言えるのである。

「ミス」や「過誤」のこのような使い方は、交通事故の場合にはみられない。では、なぜ医療の場合にはミスや過誤について言及されるのだろうか。この違いは、交通事故へのカテゴリー執行の際に原因や責任の所在は問われないが、医療事故の場合にはそうでないという事情に起因する。交通事故はその発生原因の解明や責任の帰属とは区別して、それ自体でカテゴリー執行が可能であると考えられている。原因解明や責任の帰属が問題になるのは、すでに事故と認定された後の処理の段階である。しかし、医療事故の場合、そもそも事故カテゴリーの執行の場面で、原因や責任問題と切り離せないケースが多々生ずる。たとえば縫合不全が再手術や当該部位や周辺部の炎症を引き起こしたとしても、医療者の技術的未熟や何らかの失敗がない限り、医療事故とは言えないとされる。「事故」カテゴリーの執行が状況の理解に依存し、原因解明や責任帰属と切り離されていないことが普通なのである。このため、状況を判断する際に判断主体の立場や価値感等が強く作用する。この事情から、医療事故の場合、近接あるいは包含するカテゴリーとして「医療ミス」や「医療過誤」も普通に用いられることになるのであろう。

こうした状況の中で、医療機関および医療者にとっては、事故の認知とその責任の帰属とを切り離すことが重要な問題である。悪しき結果が生じたとしても、それは医療機関および医療者が責任を取るべきことではないと主張する可能性を維持するためには、「医療ミス」や「医療過誤」カテゴリーではなく、ニュートラルな「医療事故」カテゴリーの執行が望ましい。たとえば、ときには医療側にも予測あるいは理解できないような事態の発生が「医療の不確実性」として主張された背景には、医療が責任を負う必要を示唆しないカテゴリーが必要だったという事情がある。

このように、事故カテゴリーがニュートラルな「医療事故」と何らかの責任の所在を暗示する「医療ミス」や「医療事故」に分化することで、カテゴリー執行過程の争いが明示的になったと言えるだろう。交通事故に比べて医療事故の紛争が解決に困難になり易いのは、この事情によると考えられる。

(3) 医療事故の処理における特長を交通事故のそれと比較して要約しよう。後者の場合、統制側たる警察官は、当事者ではなく第三者である。しかし、医療事故とは、それが何らかの責任を統制側に負わせるべき事柄かどうかは別にして、統制側の逸脱に他ならない。そして、その当事者が処理に当たる。交通事故を処理する警察官は、公平な立場から客観的な手法を用いて発生した事態を観察し、記録する主体だと理解されている。その手続きは様式化されることで、両当事者の相反する利害について不公平にならないように配慮されているのである。したがって、通常、事故カテゴリーの執行にあたって何らかのバイアスがかかる余地を想定することは少ない。しかし、医療事故の場合には多くの場合もともと患者と医療者の間に社会的地位の差がある。たとえば患者が実社会において一定の社会的地位を有していても、多くの場合、病院内では医療者によって診断治療を施される立場に立つ。つまり、病気と患者を管理統制する医療者が一方の当事者であり、かつカテゴリー執行の権限をもつのである。交通事故の場合、統制側である警察官が事故カテゴリーの執行について恣意的に操作する動機や可能性は乏しく、統計情報を大きく歪めるほどに働くことは考えにくい。これに対し、医療事故の場合は、いわば統制側の逸脱であり、統制の失敗である。関与した医療機関や医療者には、これに関わる情報を抹消したり隠蔽する動機が十分にある。そして、情報を独占しうる環境など、その能力も備えている。このような条件を持つ一方の主体に、対立し、利害を異にする可能性のある別の当事者が存在する事態の認定が事実上委ねられていることには、公正を欠くとの指摘が避けられないだろう。

要するに、「医療ミス」や「医療過誤」カテゴリーは、非対等の関係の劣位におかれた医療被害者によって、対抗的手段として活用されてきたカテゴリーである。専門組織・専門家である医療機関・医療者が知識を独占し、経済的にも優位な立場を占める状況に対して、「統制側の逸脱」を告発する言説の鍵とされてきた。「医療の不確実性」はそれに対する医療側の対抗言説であったと言える。このように見るならば、全体に社会問題としての医療事故への報道の関心が薄れてきているとしても、他方で医療ミスや医療過誤のカテゴリーが依然として機能することは理解可能である。

(4) 以上の成果をもとに、第2の論文では、医療事故カテゴリーが執行される様態の変化を論ずる際に次の配慮が必要だと主張した。すなわち、「医療事故」「医療ミス」「医療過誤」の3カテゴリーが併存し続ける事情を考察するとともに、これらのカテゴリーがいわば隠されて執行されている事情に考慮する必要があるということである。

検索語として用いた場合、この3つのカテゴリーでかなりの件数がヒットするが、それらの重なりは多くない。すなわち、「医療ミス」は、少なくとも新聞記事においては、「医療事故」や「医療過誤」とは区別される独自のカテゴリーである。また、この3カテゴリーが近い将来収斂する可能性

も定かでない。岸等のいうように「医療過誤」が「医療事故」に置き換えられているとは言えないのみならず、岸等が言及していない「医療ミス」についても同様である。また、記事検索による件数の年次推移を見る限り、「医療ミス」と「医療過誤」の並行的な使用が収斂する気配もない。すなわち、「医療ミス」および「医療過誤」カテゴリーの使用が、「医療事故の社会問題化」の過程に固有の特徴である。新聞記事データベースを用い、「医療事故」「医療ミス」「医療過誤」の三つのカテゴリーについて検証した結果、医療事故カテゴリーの執行が状況依存的であるため、とくに「医療ミス」と「医療過誤」の2つのカテゴリーが並行して使い分けられる理由が解明された。

(5) ただし、「医療事故」「医療ミス」「医療過誤」を考慮しているだけでは、カテゴリー執行の実態を見逃す可能性がある。この3つを検索用語から外し、「手術ミス」「誤診」「診断ミス」「訴訟」「起訴」等で検索すると、別の様相が見えてくる。たとえば「手術ミス」では、1984年から2014年の間に666件が索出される。そのなかには、「医療事故」をタイトルあるいは記事中に含むもの87件、「医療ミス」を含むもの、127件、そして「医療過誤」を含むもの58件がある。それらの語を重複して含む記事があるので、合計は221件であり、いずれも含まないものが445件となる。すなわち、ほぼ3分の2が、「手術ミス」についての記事でありながら、「医療事故」「医療ミス」「医療過誤」の3語でヒットしない。これらの記事の内容を見ると、診療過程において患者にもたらされた有害事象とみなしてよいものが大半である。たとえば、直近の2014年の記事13件のなかで、「医療事故」「医療ミス」「医療過誤」のいずれかを含んでいる記事は4件である。内容を考慮すれば、その他の8件についても、それら3種のカテゴリーのいずれかが適用されていてなんら不思議はない。一見「医療ミス」に当たらないと見えるケース2件も、性別変更の際の乳房切除に関わる手術ミスとこの執刀医が自殺した事件である。つまり、13件は全て診断に関わって生じた有害事象を報道する記事である。このことから、これら3語では検索されないが、診療過程における患者にもたらされた有害事象に関する記事とみなしてよいと考えられる記事が、「手術ミス」という検索語だけでも445件あると推定される。

しかし、それにとどまらない。「手術」と「ミス」でAND検索すると、実に3610件、分野を医療に限る「詳細検索」をすると2303件がヒットする。2014年だけを取り上げると、前者が92件、後者が36件である。このなかには、もちろん「手術ミス」で検索した13件が全て含まれている。記事の内容を読んで検証すると、医療に関わる有害現象を指す言葉として「ミス」を用いているものは23件に上る。「手術ミス」を例に、報道の件数について詳細に吟味すれば、「医療事故」「医療ミス」の記事件数のピークが2000年、「医療過誤」のそれが2001年であったのに対し、手術ミスの場合は2002年にピークがあることがわかる。ま

た、ピークの数字を押し上げているのは、「医療事故」「医療ミス」「医療過誤」を含まない記事である。つまり、この3つを検索語として用いた場合に、2000年あるいは2001年をピーク記事件数が継続的に減少していたが、実はそれは見かけのものだという可能性がある。2002年の何らかの理由による突出した件数がなければ、2000年から2006年まで比較的安定した状況だとも言えるだろう。

(6) 「手術ミス」のみならず、診療過程において患者にもたらされた有害事象に関連する他の事象についての記事がどのように推移しているかを見ておく必要があるだろう。しかるべき配慮の上で検索結果からは、岸等による「医療ミス」「医療過誤」のカテゴリーで記事を掲載することに慎重になったという主張について留保すべきである。

2000年と2010年の記事タイトルを比較して分析した結果、「医療事故」カテゴリーの記事については、2000年に23.3%であった個別事例の報道が2010年には49.0%と、ほぼ倍増するが、「医療ミス」「医療過誤」で検索される記事では、2つの年において個別事例の報道記事は、どちらのカテゴリーにおいても構成比でほぼ同じ状態を保っている。また、事例報道のなかでの構成比を全期間で見ると、医療事故に関しては訴訟等紛争関連報道が2000年の22.9%から2010年の38.3%と、15.4%増えてはいるにしても1/3を超えた程度である。これに対し、「医療ミス」記事については、訴訟(紛争)関連記事の構成比は50.8%から87.0%の36.2%増となり、記事の大部分を占めることになった。また、「医療過誤」記事は88.2%から95.7%の7.5%増となっている。つまり、「医療過誤」記事について、何らかのかたちで訴訟になった紛争でない限り、この「過誤」カテゴリーに含めなくなったということである。このような変化は、事例に関する報道について「医療過誤」の語を用いて記述することに慎重になったという岸等の見解の証左となるようにみえる。たしかに、個別事例を扱う際にはそのカテゴリー適用により慎重になったと言うべきである。とくに「医療過誤」のカテゴリーに含める場合には、その客観的な判断基準として、訴訟に関連する内容(提訴・判決・賠償等々)が含まれていることが重視されるようになった。そして、「医療過誤」に関するこの慎重なカテゴリー適用によって、「医療ミス」カテゴリーの執行が可能になっていることは、先に述べた通りである。

とはいえ、次のことを見逃すべきではない。つまり、「医療事故」「医療ミス」「医療過誤」では検索されないが、診療行為に伴う有害事象についての報道は、それらで検索されるものよりもむしろ多い。そして、たとえば「手術ミス」に関する記事の減少割合は、医療事故・医療ミス・医療過誤記事のそれよりも少ない。つまり、新聞記事が岸等のいう意味で「バランスを取」ったわけではなく、医療に関わる有害事象について「医療事故」や「医療ミス」「医療過誤」のカテゴリーの執行を避けるようになったと考えるべきである。有害事象の

報道において報道機関が配慮したのは、岸等が指摘するような医師の望む「正確かつ適正な」報道（KISHI 2010: 34）に配慮したというよりは、医療者からの異議申立てを避けるためであった可能性がある。このことは、記事件数の減少も見かけ上のものであった可能性すら示唆するかもしれない。

(7) 明示的に施行されていないより多くの記事の存在や内容を考慮すれば、少なくとも朝日新聞の記事データベースで見ると、新聞報道は、1999年から2010年までは、おおむね関心を一定の水準に保ち続けたとも言えるだろう。そして、これらの全ての項目で2014年に報道が増加している状況からは、2013年を下限に関心が上向いた可能性がある。この点については、記事の動向から見て全国紙3紙に共通である可能性が高い。今後の動向を注視する必要があるだろう。

多くのマスメディアは、当然ながら「正確かつ適正な」報道をすることを標榜する。しかし、報道記事の執筆や掲載に働くさまざまな要因は、岸等が「事故の真実」と語るほど単純ではない。「医療事故」「医療ミス」「医療過誤」を検索することで見える報道機関の姿勢は、実は仮の姿であるかもしれない。いわば報道のまとう外被なのである。それらの言葉を含まないけれども診療行為における有害事象を発見し、分析し、公開している大量の記事がある。それを視野に入れずに報道の姿勢について云々することは、的外れな議論になるだろう。

引用文献

KISHI, Yukiko, et.al. 2010, A study of the changes in how medically related in Journal of Risk Management and Healthcare Policy, Dovepress

岸友紀子, 2010, 「『医療過誤』から『医療事故』に新聞報道はどう変化したか」医療ガバナンス学会ニュースレターVol.312, 2010年10月2日 <http://medg.jp/mt/?p=1122>

5. 主な発表論文等

(研究代表者, 研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2件)

栗岡幹英、「医療事故」カテゴリーの言説分析：新聞記事DBを利用して、奈良女子大学社会学論集、査読無し、Vol.23 2016、pp.7-20

栗岡幹英、医療事故に関する新聞記事データベースの分析、奈良女子大学文学部研究教育年報、査読無し、Vol.23 2016、pp.1-12

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

栗岡 幹英 (KURIOKA, Mikiei)
奈良女子大学・研究院人文科学系・教授
研究者番号：20145155